

○金融庁告示第一号
厚生労働省

労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）、労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）及び労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第一号）の規定に基づき、労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第七号）及び労働金庫法施行令第五条第十二項第四号並びに労働金庫法施行規則第九十五条の五第二項、第九十六条第二項及び第四項、第九十七条第一項並びに第九十九条第一号及び第二号の規定に基づき、合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官及び厚生労働大臣が定める者等を定める件（平成二十六年金融庁告示第七号）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月二十三日

金融庁長官 森 信親
厚生労働大臣 加藤 勝信

（労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部改正）

第一条 労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改 正 後	改 正 前
目次	<p>「第一章」第三章 略」</p> <p>第四章 信用リスクの標準的手法</p> <p>「第一節」第三節 略」</p> <p>第四節 派生商品取引及び長期決済期間取引（第五十条―第五十三条）</p> <p>「第五節」第七節 略」</p> <p>「第五章」第七章 略」</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>「第一章」第三章 同上」</p> <p>第四章 信用リスクの標準的手法</p> <p>「第一節」第三節 同上」</p> <p>第四節 派生商品取引及び長期決済期間取引（第五十条―第五十三条の六）</p> <p>「第五節」第七節 同上」</p> <p>「第五章」第七章 同上」</p> <p>附則</p>

（定義）

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

「一〇七の二 略」

七の三 適格中央清算機関 労働金庫及び労働金庫連合会（以下「金庫」という。）が第二百四十六條の七第一項に定めるところにより信用リスク・アセットの額を算出するに当たつて必要な情報を金庫に提供している者であつて、次に掲げる者をいう。

「イ〇八 略」

「八〇三十四 略」

三十五 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。

「イ〇八 略」

ト 国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリテイ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行向けエクスポージャー

「チ・リ 略」

「三六・三六の二 略」

三十六の三 トレード・エクスポージャー 派生商品取引、レボ形式の取引及び長期決済期間取引（第五十條第四項に規定する長期決済期間取引をいう。第十九條第一項第一号及び第四十九條第一項において同じ。）並びにこれらに関する担保の提供により生ずるエクスポージャーをいう。

「三六の四〇七八 略」

（連結の範囲）

第三条 略

2 前項の規定にかかわらず、労働金庫連合会が法第五十八條の五第一項第四号又は第四号の二に掲げる会社及びこれらの子法人等（以下「保険会社等」という。）を子法人等としている場合における当該子法人等（次条第二項第一号イ(1)において「保険子法人等」という。）については、連結の範囲に含めないものとする。

（国際開発銀行向けエクスポージャー）

第三十一条 略

2 前項の規定にかかわらず、国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリテイ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

（信用保証協会等により保証されたエクスポージャー）

第四十五条 略

2 前項の規定にかかわらず、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項に規定する特定中小企業者に対する同法第十二條に規定する経営安定関連保証（信用保証協会（第一条第三十五号リに規定する信用保証協会をいう。）により債務の全額が保証されたものに限る。）であつて国により当該保証に係る必要な財政上の措置が講じられているものその他これに類する保証に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

3 略

（定義）

第一条 同上

「一〇七の二 同上」

七の三 適格中央清算機関 労働金庫及び労働金庫連合会（以下「金庫」という。）が第二百四十六條の七第二項に定める手法により信用リスク・アセットの額を算出するに当たつて必要な情報を金庫に提供している者であつて、次に掲げる者をいう。

「イ〇八 同上」

「八〇三十四 同上」

三十五 同上

「イ〇八 同上」

ト 国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリテイ及び欧州評議会開発銀行向けエクスポージャー

「チ・リ 同上」

「三六・三六の二 同上」

三十六の三 トレード・エクスポージャー 派生商品取引及びレボ形式の取引並びにこれらに関する担保の差入れにより生ずるエクスポージャーをいう。

「三六の四〇七八 同上」

（連結の範囲）

第三条 同上

2 前項の規定にかかわらず、労働金庫連合会が法第五十八條の五第一項第四号又は第四号の二に掲げる会社（以下「保険会社等」という。）を子法人等としている場合における当該子法人等（次条第二項第一号イ(1)において「保険子法人等」という。）については、連結の範囲に含めないものとする。

（国際開発銀行向けエクスポージャー）

第三十一条 同上

2 前項の規定にかかわらず、国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリテイ及び欧州評議会開発銀行向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

（信用保証協会等により保証されたエクスポージャー）

第四十五条 同上

2 前項の規定にかかわらず、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第四項に規定する特定中小企業者に対する同法第十二條に規定する経営安定関連保証（信用保証協会（第一条第三十五号リに規定する信用保証協会をいう。）により債務の全額が保証されたものに限る。）であつて国により当該保証に係る必要な財政上の措置が講じられているものその他これに類する保証に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

3 同上

(オフ・バランス取引の与信相当額)
第四十九条 標準的手法採用金庫が次の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引を行う場合、当該取引の相手方に対する信用リスクに係る与信相当額は、当該取引に係る想定元本額（見かけの額ではなく、その取引の経済効果を反映した額であることを要する。以下同じ。）に次の表の上欄に掲げる掛目を乗じて得た額とする。

百	掛目 (パーセント)	
	オフ・バランス取引の種類	備考
七 信用供与に直接的に代替する偶発債務	オフ・バランス取引の種類	備考
八 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供（S A I C C R（第五十一条に定めるところにより与信相当額を算出することを用い。以下同じ。）を用いて派生商品取引若しくは長期決済期間取引に係る与信相当額を算出し、又は期待エクスポージャー方式（第五十二条に定めるところにより与信相当額を算出することを用い。以下同じ。）を用いて派生商品取引若しくはレボ形式の取引若しくは信用取引その他これに類する海外の取引に係る与信相当額を算出する場合において、これらの取引における担保の提供で与信相当額が算出されるものを除く。）又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	信用供与に直接的に代替する偶発債務とは、一般的な債務の保証、手形の引受け（手形の引受けの性格を持つ裏書を含む。）及び元本補填信託契約等をいう。	

2
 「(注1)・(注2) 略」

(与信相当額の算出)

第五十条 先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引（次項及び第三項において「派生商品取引」という。）の与信相当額は、次条から第五十二条の六までに定めるところにより S A I C C R 又は期待エクスポージャー方式を用いて算出する。ただし、原契約期間が五営業日以内の外国為替関連取引については、与信相当額の算出対象から除くことができる。

(オフ・バランス取引の与信相当額)
第四十九条 標準的手法採用金庫が次の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引を行う場合、当該取引の相手方に対する信用リスクに係る与信相当額は、当該取引に係る想定元本額（見かけの額ではなく、その取引の経済効果を反映した額であることを要する。以下同じ。）に次の表の上欄に掲げる掛目を乗じて得た額とする。

百	掛目 (パーセント)	
	オフ・バランス取引の種類	備考
七 信用供与に直接的に代替する偶発債務	オフ・バランス取引の種類	備考
八 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	同上	同上
	信用供与に直接的に代替する偶発債務とは、一般的な債務の保証、手形の引受け（手形の引受けの性格を持つ裏書を含む。）及び元本補てん信託契約等をいう。	

2
 「(注1)・(注2) 同上」

(与信相当額の算出)

第五十条 先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額は、次条から第五十二条の六までに定めるところによりカレント・エクスポージャー方式、標準方式又は期待エクスポージャー方式を用いて算出する。ただし、原契約期間が五営業日以内の外国為替関連取引については、与信相当額の算出対象から除くことができる。

2 前項本文の規定にかかわらず、標準的手法採用金庫は、次の各号に掲げる金庫のいずれにも該当しない場合にあつては、カレント・エクスポージャー方式（第五十三条に定めるところにより与信相当額を算出することをいう。以下同じ。）を用いて、派生商品取引の与信相当額を算出することができる。この場合において、当該標準的手法採用金庫は、全ての派生商品取引について、SAICCRを用いて与信相当額を算出することができない。

一 先進的計測手法採用金庫

二 第五十二条第一項の承認を受けた金庫

3 前項の規定にかかわらず、標準的手法採用金庫は、前項各号に掲げる金庫のいずれにも該当しない場合において、直近の算出基準日においてSAICCRを用いて派生商品取引の与信相当額を算出しているときは、あらかじめ、やむを得ない理由によりその使用を継続することができない旨を金融庁長官及び厚生労働大臣に届け出たとき又は第五十二条第一項の承認を受けたときを除き、これを継続して用いるものとする。

4 前三項の規定は、長期決済期間取引（有価証券等及びその対価の受渡し又は決済を行う取引（派生商品取引に該当するものを除く。）であつて、約定日から受渡し又は決済の期日までの期間が五営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、かつ、次の各号に掲げるものに該当する場合において、当該各号に定める要件を満たすものをいう。以下同じ。）の与信相当額の算出について準用する。この場合において、標準的手法採用金庫は、派生商品取引と長期決済期間取引について異なる方式を用いることができる。

〔一・二 略〕

5 標準的手法採用金庫が第五十二条から第五十二条の六までに定めるところにより期待エクスポージャー方式を用いる場合には、レポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引についても期待エクスポージャー方式を用いて与信相当額を算出することができる。

6 標準的手法採用金庫は、次の各号に定める場合には、クレジット・デリバティブについてこの条から第五十三条までの規定により与信相当額を算出することを要しない。

〔一・二 略〕

7 標準的手法採用金庫は、この節における与信相当額の算出に当たっては、CVAの影響を勘案しないものとする。

8 〔略〕

(SAICCR)

第五十一条 標準的手法採用金庫がSAICCRを用いる場合には、ネットテイング・セット（法的に有効な相対ネットテイング契約下にある取引にあつては当該取引の集合をいい、それ以外の取引にあつては個別取引をいう。以下同じ。）ごとに、次の算式により与信相当額を算出する。ただし、ネットテイング・セット（法的に有効な相対ネットテイング契約下にある取引の集合に限る。）において、複数のマージン・アグリメント（取引相手方に係るエクスポージャーの額が指定された額を超えたときに、当該取引相手方に対して担保の提供を求めることができる旨の契約をいう。以下この条並びに次条第五項及び第十一項において同じ。）が締結されている場合には、個々の当該マージン・アグリメントの下にある取引の集合ごとに、与信相当額を算出するものとする。

与信相当額 = $1.4 \times (RC + PFE)$

RCは、再構築コスト（以下この条において同じ。）

PFEは、将来の潜在的なエクスポージャー額（以下この条において同じ。）

〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

2 前項の規定は、長期決済期間取引（有価証券等及びその対価の受渡し又は決済を行う取引（派生商品取引に該当するものを除く。）であつて、約定日から受渡し又は決済の期日までの期間が五営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、かつ、次の各号に掲げるものに該当する場合において、当該各号に定める要件を満たすものをいう。以下同じ。）の与信相当額の算出について準用する。この場合において、標準的手法採用金庫は、派生商品取引と長期決済期間取引について異なる方式を用いることができる。

〔一・二 同上〕

3 標準的手法採用金庫が第五十三条から第五十三条の六までに定めるところにより期待エクスポージャー方式を用いる場合には、レポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引についても期待エクスポージャー方式を用いて与信相当額を算出することができる。

4 標準的手法採用金庫は、次の各号に定める場合には、クレジット・デリバティブについてこの条から第五十三条までの規定により与信相当額を算出することを要しない。

〔一・二 同上〕

5 標準的手法採用金庫は、この節における与信相当額の算出に当たっては、CVAの影響を勘案してはならない。

6 〔同上〕

(カレント・エクスポージャー方式)

第五十一条 標準的手法採用金庫がカレント・エクスポージャー方式を用いる場合は、次項及び第三項に掲げる額を合計することにより与信相当額を算出する。

2 次の各号に掲げるいずれかの額

一 派生商品取引を時価評価することにより算出した再構築コストの額。ただし、零を下回らないものとする。

二 法的に有効な相対ネットテイング契約下にある取引については、ネット再構築コストの額とすることができる。ただし、零を下回らないものとする。

3 次の各号に掲げるいずれかの額

一 派生商品取引（クレジット・デリバティブを除く。）を次のイの表の上欄に掲げる取引及び同表の中欄に掲げる残存期間に応じて区分し当該取引の想定元本額と同表の下欄に掲げる掛目（ただし、元本を複数回交換する取引については、各掛目を残存交換回数倍するものとする。）を乗じて得た額又はクレジット・デリバティブを次のロの表の上欄に掲げる取引の種類

二 マージン・アグリメントを締結している場合

$$H_N \times \sqrt{\frac{MPOR}{T_N}}$$

MPORは、次項に規定するリスクのマージン期間（マージン・アグリメントに基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点から当該取引相手方のデフォルトに伴い発生した当該取引相手方との取引に係るマーケット・リスクに対するレンジが完了する時点までの期間をいう。以下同じ。）

4 前項第二号のリスクのマージン期間は、次の各号に掲げるネットイング・セットの区分に応じ、当該各号に定める営業日数とする。

一 日々の値洗いにより変動証拠金の額が調整され、かつ、流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネットイング・セット 二十営業日

二 日々の値洗いにより変動証拠金の額が調整され、かつ、算出基準日の属する四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネットイング・セット 二十営業日

三 日々の値洗いにより変動証拠金の額が調整され、かつ、直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向け取引に係る清算取次ぎ等を行うことにより間接清算参加者に対して生ずるネットイング・セット 五営業日

四 日々の値洗いにより変動証拠金の額が調整されるネットイング・セット（前三号に該当するものを除く。） 十営業日

五 N（二以上の整数とする。）日ごとの値洗いにより変動証拠金の額が調整されるネットイング・セット F+N-1

PFは、前四号の規定により定めるリスクのマージン期間

5 前項の規定にかかわらず、算出基準日を含む四半期の前の直近の連続する二の四半期の間にネットイング・セットについて、担保額調整（エクスポージャーと担保の価格変動に伴う信用供与額の変化を担保額によって調整する仕組みをいう。以下同じ。）に係る係争により、前項各号に定めるリスクのマージン期間を超える清算期間を要する場合は三回以上生じた場合には、次の連続する二の四半期の間は、当該ネットイング・セットについては、前項各号に定めるリスクのマージン期間の少なくとも二倍以上の期間をリスクのマージン期間とする。

6 第一項のPFは、次の算式を用いて算出する。

$$PF = \text{multiplier} \times \text{AddOn}_{\text{aggr-risk}}$$

$$\text{multiplier} = \min \left(1, 0.05 + (1 - 0.05) \times \exp \left(\frac{V - C}{2 \times (1 - 0.05) \times \text{AddOn}_{\text{aggr-risk}}} \right) \right)$$

$$\text{AddOn}_{\text{aggr-risk}} = \text{AddOn}_{\text{FD}} + \text{AddOn}_{\text{FX}} + \text{AddOn}_{\text{Credit}} + \text{AddOn}_{\text{Equity}} + \text{AddOn}_{\text{Comd}}$$

AddOn_{FD}は、金利デリバティブに係るアドオン

AddOn_{FX}は、外国為替デリバティブに係るアドオン

AddOn_{Credit}は、信用デリバティブに係るアドオン

(注7) 株式関連取引とは、個別の株式や株価指数に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

(注8) 貴金属関連取引とは、貴金属に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

(注9) その他のコモディティ関連取引とは、エネルギー取引、農産物取引及び卑金属その他の貴金属以外の金属のコモディティ取引に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

ロ クレジット・デリバティブの掛目

取引の種類	原債務者の種類	掛目
トータル・リターン・スワップ又はクレジット・デフォルト・スワップ	優良債務者 その他の債務者	五・〇 十・〇

(注1) 標準的手法採用金庫がプロテクション提供者である場合の掛目とプロテクション購入者である場合の掛目は同一とする。ただし、標準的手法採用金庫がクレジット・デフォルト・スワップのプロテクション提供者である場合においては、プロテクション購入者が支払不能となった場合に、原債務者の信用事由（プロテクション提供者が支払を行うべき事由として当事者があらかじめ定めたものをいう。）の発生の有無にかかわらず、取引が清算されるものに限り与信相当額を算出するものとする。この場合において、標準的手法採用金庫は、この項に基づいて算出される額について、取引の相手先から当該取引の約定に基づいて受け取ることとされている額を上限とすることができる。

(注2) 優良債務者とは、次に掲げるものをいう。
① 第二十七条から第三十三条までの規定において、リスク・ウェイトが規定されている主体

② 金融機関（第一条第七号ロに掲げる者を除く）、外国銀行、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社、第一種金融商品取引業者及び経営管理会社のうち第三十四条又は第三十五条の基準に照らして二十パーセントのリスク・ウェイトとすることが認められている主体並びに適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4-3又は5-3以上である主体をいう。
ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブについては、プロテクションの対象とする複数の資産のうち最も信用リスクの高い資産に基づいて原債務者の種類を定めるものとする。セカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブについては、プロテクションの対象とする複数の資産のうち二番目に信用リスクの高い資産に基づいて原債務者の種類を定めるものとする。これらの規定は、クレジット・デリバティブのうち、複数の資産をプロテクションの対象とし、当該プロテクションは当該複数の資産のうち、あらかじめ特定された順位において信用事由が発生した資産に対してのみ提供されるとともに契約が終了するものについて準用する。

(注3) テクシジョンの対象とする複数の資産のうち最も信用リスクの高い資産に基づいて原債務者の種類を定めるものとする。セカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブについては、プロテクションの対象とする複数の資産のうち二番目に信用リスクの高い資産に基づいて原債務者の種類を定めるものとする。これらの規定は、クレジット・デリバティブのうち、複数の資産をプロテクションの対象とし、当該プロテクションは当該複数の資産のうち、あらかじめ特定された順位において信用事由が発生した資産に対してのみ提供されるとともに契約が終了するものについて準用する。

AddOn^(Unit)は、エクイテイ・デリバティブに係るアドオン
AddOn^(Unit)は、コモディティ・デリバティブに係るアドオン

7 前項の規定により第一項のPFEを算出する場合において、ネットインゲ・セットに含まれる取引は、次の各号に掲げる当該取引のリスク・ドライバ（当該取引の時価に影響を及ぼす主要因をいう。以下この項において同じ。）に応じ、当該各号に定める取引に割り当てるものとする。ただし、当該取引が複数のリスク・ドライバを有する場合には、当該各号に定める複数の取引に同時に割り当てることのできる。

- 一 金利の変動等 金利デリバティブ
- 二 外国為替の変動等 外国為替デリバティブ
- 三 原債務者に係る信用状態の変動 信用デリバティブ
- 四 株価の変動等 エクイテイ・デリバティブ
- 五 コモディティ価格の変動等その他前四号に掲げるリスク・ドライバ以外の変動等 コモディティ・デリバティブ

8 前項各号に定める取引に割り当てた取引は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定めるヘッジセットに割り当てるものとする。

- 一 金利デリバティブ 同一通貨の金利を参照する金利デリバティブごとに設けられたヘッジセット
 - 二 外国為替デリバティブ 同一の異種通貨間の為替レートを参照する外国為替デリバティブごとに設けられたヘッジセット
 - 三 信用デリバティブ 一の区分のヘッジセット
 - 四 エクイテイ・デリバティブ 一の区分のヘッジセット
 - 五 コモディティ・デリバティブ エネルギー、金属、農産物その他のコモディティ等を参照するコモディティ・デリバティブごとに設けられたヘッジセット
- 9 前項の規定にかかわらず、ベシス（同一通貨の異なるリスク・ファクター（当該取引の時価に影響を及ぼす要因をいう。以下この項及び第五十二条の三において同じ。）間の差異をいう）を参照する取引については、前項に掲げる取引の区分ごと及びリスク・ファクターの同一の組合せごとに設けられたヘッジセットに、当該取引を割り当てるものとする。
- 10 前二項の規定にかかわらず、ボラティリティを参照する取引については、第八項各号に掲げる取引の区分ごとに、同項各号に定めるヘッジセットと別に設けられたヘッジセットに当該取引を割り当てるものとする。
- 11 第六項の算式中AddOn^(Unit)は、次に掲げるところに従い、算出する。
- 一 算出に用いる算式は、次のとおりとする。

$$\text{AddOn}^{(Unit)} = \sum \text{AddOn}^{(Unit)}$$

AddOn^(Unit)は、通貨建ての金利デリバティブのヘッジセットに係るアドオンの額の合計額

二 前号の算式中AddOn^(Unit)は、次の表の上欄に掲げるヘッジセットの区分に応じ、同表の下欄に定める掛目を当該ヘッジセットに係る実効想定元本額に乗じて得た額の合計額とする。

ヘッジセットの区分		掛目
第八項各号に定めるヘッジセット		〇・五〇
第九項に規定するヘッジセット		〇・二五
第十項に規定する別に設けられたヘッジセット		二・五〇

二 法的に有効な相対ネットインゲ契約下にある取引については、次の算式により得られた額（ネットのアドオン）とすることができる。

$$\begin{aligned} \text{ネットのアドオン} &= 0.4 \times \text{アドオンのアドオン} \\ &+ 0.6 \times \text{ネット再構築アドオン} \\ &\times \text{アドオンのアドオン} \end{aligned}$$

三 前号に規定するベジネットに係る実効想定元本額を算出する場合には、次のイ又はロのいずれかの算式を用いて算出する。

$$\text{イ} \quad \left[(D_{12}^{(E)})^2 + (D_{12}^{(E)})^2 + (D_{12}^{(E)})^2 + 1.4 \times D_{12}^{(E)} \times D_{12}^{(E)} + 1.4 \times D_{12}^{(E)} \times D_{12}^{(E)} + 0.6 \times D_{12}^{(E)} \times D_{12}^{(E)} \right]^{-1}$$

$D_{12}^{(E)}$ は、通貨建てであり、かつ、 E_i （第五号に規定する E をいう。以下この号において同じ。）が一年未満である金利デリバティブに係る実効想定元本額の合計額（ロにおいて同じ。）

$D_{12}^{(E)}$ は、通貨建てであり、かつ、 E_i が一年以上五年以下である金利デリバティブに係る実効想定元本額の合計額（ロにおいて同じ。）

$D_{12}^{(E)}$ は、通貨建てであり、かつ、 E_i が五年超である金利デリバティブに係る実効想定元本額の合計額（ロにおいて同じ。）

$$\text{ロ} \quad |D_{12}^{(E)}| + |D_{12}^{(E)}| + |D_{12}^{(E)}|$$

四 前号の算式中金利デリバティブに係る実効想定元本額は、当該金利デリバティブに係るデューレーション調整後想定元本額にデルタ調整値及びマージン期間調整値を乗じて得た額とする。

五 前号のデューレーション調整後想定元本額は、金利デリバティブに係る想定元本額に、次の算式により得られるデューレーション調整値を乗じて得た額とする。ただし、当該デューレーション調整値が十営業日を年換算した値未満となるときは、デューレーション調整値は十営業日を年換算した値とする。

$$\text{デューレーション調整値} = \frac{\exp(-0.05 \times S) - \exp(-0.05 \times E)}{0.05}$$

S は、同号の金利デリバティブが参照する金利契約の計算期間の最も早い日と算出基準日の間の営業日数を年換算で表した値をいい、当該金利デリバティブの原資産が金利デリバティブ又は負債性商品の場合には、原資産である金利デリバティブが参照する金利等又は負債性商品の金利等の計算期間の開始日と算出基準日の間の営業日数を年換算で表した値をいう。ただし、既に当該金利等又は負債性商品の金利等の計算期間の開始日が経過している場合には、零とする。

E は、同号の金利デリバティブが参照する金利契約の計算期間の最も遅い日と算出基準日の間の営業日数を年換算で表した値をいい、当該金利デリバティブの原資産が金利デリバティブ又は負債性商品の場合には、原資産である金利デリバティブが参照する金利等又は負債性商品の金利等の計算期間の終了日と算出基準日の間の営業日数を年換算で表した値をいう。

六 第四号のデルタ調整値は、次のイからハまでに掲げる取引の区分に応じ、当該イからハまでに定める値とする。

イ オプション 次の表の上欄に掲げる取引の区分に応じ、同表の下欄に定める算式を用いて算出した値

取引の区分	算式
コール・オプションの買い	$\Phi \left(\frac{\ln(P_i/K) + 0.5 \times \sigma_i^2 \times T_i}{\sigma_i \times \sqrt{T_i}} \right)$

コール・オプションの売り	$-\phi\left(\frac{\ln(P/K) + 0.5 \times \sigma^2 \times T_1}{\sigma \times \sqrt{T_1}}\right)$
プット・オプションの買い	$-\phi\left(\frac{\ln(P/K) + 0.5 \times \sigma^2 \times T_1}{\sigma \times \sqrt{T_1}}\right)$
プット・オプションの売り	$\phi\left(\frac{\ln(P/K) + 0.5 \times \sigma^2 \times T_1}{\sigma \times \sqrt{T_1}}\right)$

(注1) Pは、当該オプションiが参照する金利等の水準

(注2) Kは、当該オプションiの行使価格

(注3) σ は、〇・五

(注4) T₁は、当該オプションiにおける最も遅い権利行使日と現時点の間の営業日数を年換算で表した値

(注5) $\phi(x)$ は、標準正規分布の累積分布関数

(注6) この表において「コール・オプション」とは、当該オプションが参照する金利等が上昇する場合に、当該オプションの時価が上昇するものをいう。

(注7) この表において「プット・オプション」とは、当該オプションが参照する金利等が上昇する場合に、当該オプションの時価が下落するものをいう。

ロ イに掲げる取引に該当しない金利デリバティブのうち、当該金利デリバティブが参照する金利等が上昇する場合に、当該金利デリバティブの時価が上昇するもの

ハ イに掲げる取引に該当しない金利デリバティブのうち、当該金利デリバティブが参照する金利等が上昇する場合に、当該金利デリバティブの時価が下落するもの

七 第四号のマージン期間調整値は、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める算式を用いて算出する。

イ マージン・マグリメントを締結していない場合

$$\sqrt{\frac{\min(M, 250)}{250}}$$

Mは、当該金利デリバティブの残存期間をいい、当該金利デリバティブの原資産が金利デリバティブであり、かつ、当該原資産を受け渡すこととなっている場合にあつては、

原資産である金利デリバティブの満期日と算出基準日の間の営業日数（十営業日未満であるときは、十営業日）をいう。

ロ マージン・マグリメントを締結している場合

$$\frac{3}{2} \times \sqrt{\frac{MPOR}{250}}$$

MPORは、当該金利デリバティブを含むネットポジション・セットのリスクのマージン期間第四項の規定は、前号ロのリスクのマージン期間の算出について準用する。この場合において、「前項第二号」とあるのは、「第十一項第七号ロ」と読み替えるものとする。

九 第五項の規定は、担保額調整に係る係争がある場合における第七号ロのリスクのマージン期間の算出について準用する。この場合において、「前項の」とあるのは、「第十一項第八号において読み替えて準用する前項の」と、「前項各号」とあるのは、「第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」と読み替えるものとする。

12| 第六項の算式中AddOn_{Ex}は、次に掲げるところに従い、算出する。

一 算出に用いる算式は、次のとおりとする。

$$\text{AddOn}_{Ex} = \sum \text{AddOn}_{Ex}$$

AddOn_{Ex}は、ヘッジセットに係るアポートの額

二 前号の算式中AddOn_{Ex}は、次の表の上欄に掲げるヘッジセットの区分に応じ、同表の下欄に定める掛目を当該ヘッジセットに係る実効想定元本額の絶対値に乗じて得た額とする。

ヘッジセットの区分	掛目 (パーセント)
第八項各号に定めるヘッジセット	四
第十項に規定する別に設けられたヘッジセット	二十

三 前号に規定するヘッジセットに係る実効想定元本額は、ヘッジセットに含まれる外国為替デリバティブごとに、当該外国為替デリバティブに係る想定元本額に「デルタ調整値及びマージン期間調整値を乗じて得た額の合計額とする。」

四 前号の「デルタ調整値は、次のイからハまでに掲げる取引の区分に応じ、当該イからハまでに定める値とする。ただし、同一の異種通貨間の為替レートを参照する外国為替デリバティブがネットティング・セットに複数含まれる場合には、為替レートの方向をそろえて、当該異種通貨間の為替レートの上昇及び下落を表すものとする。」

イ オプション 値の算出については、前項第六号(イに係る部分に限る。)の規定を準用する。この場合において「第四号の「デルタ調整値」とあるのは「次項第三号の「デルタ調整値(同項第四号イに掲げる取引の区分に係るものに限る。)」と、「イからハまで」とあるのは「イ」と「金利等」とあるのは「為替レート等」と、「a」は「〇・五」とあるのは「a」は「〇・一五」と読み替えるものとする。

ロ イに掲げる取引以外の取引のうち、当該外国為替デリバティブが参照する為替レート等が上昇する場合に、当該外国為替デリバティブの時価が上昇するもの。一

ハ イに掲げる取引以外の取引のうち、当該外国為替デリバティブが参照する為替レート等が上昇する場合に、当該外国為替デリバティブの時価が下落するもの。マイナス一

五 前項第七号から第九号までの規定は、第三号の「マージン期間調整値の算出について準用する。」の場合において、同項第七号中「第四号」とあるのは「次項第三号」と、「a」は「〇・一五」とあるのは「外国為替デリバティブ」と、同項第八号中「第十一項第七号ロ」とあるのは「第十二項第五号において読み替えて準用する第十一項第七号ロ」と、同項第九号中「第十一項第八号において読み替えて準用する前項の」とあるのは「第十二項第五号において読み替えて準用する第十一項第八号において読み替えて準用する前項の」と、「第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」とあるのは「第十二項第五号において読み替えて準用する第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」と読み替えるものとする。

13| 第六項の算式中AddOn_{Ca}は、次に掲げるところに従い、算出する。

一 算出に用いる算式は、次のとおりとする。

$$\text{AddOn}_{Ca} = \left[\sum \delta_k^{Ca} \times \text{AddOn}_{Entity_i} \right]^2 + \sum_k (1 - \delta_k^{Ca})^2 \times (\text{AddOn}_{Entity_j})^2$$

Addon (Entity) は、Entity を参照する信用デリバティブに係るアドオンの額の合計額
 Entity は、当該信用デリバティブが参照する事業法人等。ただし、当該信用デリバティブ
 がインタックス・クレジット・デフォルト・スワップの場合には、当該インタックス・
^{Entity}は、Entityに係る相関係数

二 前号の算式中AddOn (Entity) は、次のイ又はロに掲げる信用デリバティブの区分に応じ、当該イ又はロに定める掛目をそれぞれ信用デリバティブに係る実効想定元本額に乗じて得た額の合計額とする。

イ 事業法人等を参照する信用デリバティブ 次の表の上欄に掲げる適格格付機関により付与された事業法人等の格付に対応する信用リスク区分に応じ、同表の下欄に定める掛目

適格格付機関により付与された事業法人等の格付に対応する信用リスク区分	掛目 (パーセント)
1-1	0.38
1-2	0.42
1-3	0.54
1-4	1.06
1-5	1.60
1-6	6.00

(注) 第二十七条第一項に掲げる主体以外の主体の信用リスク区分についても、同項第一号の表を準用するものとする。

ロ インデックスを参照する信用デリバティブ 次の表の上欄に掲げる適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分に応じ、同表の下欄に定める掛目

適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分	掛目 (パーセント)
4-3又は5-3以上	0.38
4-3又は5-3未満	1.06

三 第一号の算式中^{Entity}は、次のイ又はロに掲げる信用デリバティブの区分に応じ、当該イ又はロに定める値とする。

イ 事業法人等を参照する信用デリバティブ 0.5
 ロ インデックスを参照する信用デリバティブ 0.8

四 第二号の信用デリバティブに係る実効想定元本額は、当該信用デリバティブに係るデューレーション調整後想定元本額にデルタ調整値及びマージン期間調整値を乗じて得た額とする。

五 前号のデューレーション調整後想定元本額の算出については、第十一項第五号の規定を準用する。この場合において、「前号」とあるのは「第十三項第四号」と「金利デリバティブに」とあるのは「信用デリバティブに」と、「金利デリバティブ」とあるのは「信用デリバティブ」及び「金利契約」とあるのは「原債務者に係る契約」と「金利デリバティブの」とあるのは「信用デリバティブの」と「金利デリバティブ又は負債性商品」とあるのは「信用デリバティブ」と「金利デリバティブ」及び「金利デリバティブ」及び「金利等又は負債性商品の金利等」とあるのは「原債務者に係る契約」と読み替えるものとする。

六 第四号のデルタ調整値は、次のイからニまでに掲げる取引の区分に応じ、当該イからニまでに定める値とする。

イ オプション 値の算出については、第十一項第六号（イに係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、「第四号のデルタ調整値」とあるのは「第十三項第四号のデルタ調整値（同項第六号イに掲げる取引の区分に係るものに限る。）」と、「イからニまで」とあるのは「イ」と、「金利等」とあるのは「信用デリバティブが参照する事業法人等又はインデックスの信用状態」と、「 ρ は、 $0 \cdot 5$ 」とあるのは「 ρ は、当該信用デリバティブが事業法人等を参照する場合にあつては $1 \cdot 0$ 、インデックスを参照する場合にあつては $0 \cdot 8$ 」と、「上昇する場合」とあるのは「悪化する場合」と読み替えるものとする。

ロ 合成型証券化取引 当該合成型証券化取引の階層ごとに、次の表の上欄に掲げる取引の区分に応じ、同表の下欄に定める算式を用いて算出した値

取引の区分	算式
プロテクションの購入	15 $(1 + 14 \times A) \times (1 + 14 \times D)$
プロテクションの提供	15 $(1 + 14 \times A) \times (1 + 14 \times D)$

(注一) Aは、当該階層よりも劣化する全ての階層の額の合計額を合成型証券化取引の原資産の額で除した値

(注二) Dは、当該階層及び当該階層よりも劣化する全ての階層の額の合計額を合成型証券化取引の原資産の額で除した値

ハ イ及びロに掲げる取引に該当しない信用デリバティブのうち、当該信用デリバティブが参照する事業法人等又はインデックスの信用状態が悪化する場合に、当該信用デリバティブの時価が上昇するもの

ニ イ及びロに掲げる取引に該当しない信用デリバティブのうち、当該信用デリバティブが参照する事業法人等又はインデックスの信用状態が悪化する場合に、当該信用デリバティブの時価が下落するもの マイナス

七 第十一項第七号から第九号までの規定は、第四号のマージン期間調整値の算出について準用する。この場合において、同項第七号中「第四号」とあるのは「第十三項第四号」と、「 ρ は、 $0 \cdot 5$ 」とあるのは「第十三項第七号中「第十三項第七号ロ」とあるのは「第十三項第七号において読み替えて準用する第十一項第七号ロ」と、同項第九号中「第十一項第八号において読み替えて準用する前項の」とあるのは「第十三項第七号において読み替えて準用する第十一項第八号において読み替えて準用する前項の」と、「第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」とあるのは「第十三項第七号において読み替えて準用する第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」と読み替えるものとする。

第六項の算式中 $AddOn_{(Equity)_t}$ は、次に掲げる通りに従い、算出する。

一 算出に用いる算式は、次のとおりとする。

$$AddOn_{(Equity)_t} = \left[\sum_k \alpha_k^{(Equity)} \times AddOn_{(Equity)_k} \right]^2 + \sum_k \left[1 - (\alpha_k^{(Equity)})^2 \right] \times (AddOn_{(Equity)_k})^2 \quad [1]$$

$AddOn_{(Equity)_t}$ は、 $Equity_k$ を参照するエクイティ・デリバティブに係るアドオンの額の合計額

$Equity_k$ は、当該エクイティ・デリバティブが参照する株価又は株価指数

$\alpha_k^{(Equity)}$ は、 $Equity_k$ に係る相関係数

二 前号の算式中 $AddOn_{(Equity)_t}$ は、次の表の上欄に掲げるエクイティ・デリバティブの区分に応じ、同表の下欄に定める掛目を、エクイティ・デリバティブに係る実効想定元本額に乗じて得た額の合計額とする。

エクイティ・デリバティブの区分	掛目 (パーセント)
第八項各号に定めるヘッジセットに含まれるエクイティ・デリバティブのうち、株価を参照するエクイティ・デリバティブ	三十二
第九項に規定するヘッジセットに含まれるエクイティ・デリバティブのうち、株価を参照するエクイティ・デリバティブ	十六
第十項に規定する別に設けられたヘッジセットに含まれるエクイティ・デリバティブのうち、株価を参照するエクイティ・デリバティブ	百六十
第八項各号に定めるヘッジセットに含まれるエクイティ・デリバティブのうち、株価指数を参照するエクイティ・デリバティブ	二十
第九項に規定するヘッジセットに含まれるエクイティ・デリバティブのうち、株価指数を参照するエクイティ・デリバティブ	十
第十項に規定する別に設けられたヘッジセットに含まれるエクイティ・デリバティブのうち、株価指数を参照するエクイティ・デリバティブ	百

三 第一号の算式中 $\alpha_k^{(Equity)}$ は、次のイ又はロに掲げるエクイティ・デリバティブの区分に応じ、当該イ又はロに定める値とする。

イ 株価を参照するエクイティ・デリバティブ ○・五

ロ 株価指数を参照するエクイティ・デリバティブ ○・八

四 第二号に規定するエクイティ・デリバティブに係る実効想定元本額は、当該エクイティ・デリバティブに係る時価調整後想定元本額（原資産の単位数に算出基準日の株価又は株価指数等乗じて得た額をいう。）にデルタ調整値及びマージン期間調整値を乗じて得た額とする。

五 前号のデルタ調整値は、次のイから八までに掲げる取引の区分に応じ、当該イから八までに定める値とする。

イ オプション 値の算出については、第十一項第六号（イに係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、「第四号のデルタ調整値」とあるのは「第十四項第四号のデルタ調整値（同項第五号イに掲げる取引の区分に係るものに限る。）」と、「イから八まで」とあるのは「イ」と、「金利等」とあるのは「株価又は株価指数等」と、「ロは、〇・五」とあるのは「ロは、当該エクイティ・デリバティブが株価を参照する場合にあつては一・二〇、株価指数を参照する場合にあつては〇・七五」と読み替えるものとする。

ロ イに掲げる取引以外の取引のうち、当該エクイティ・デリバティブが参照する株価又は株価指数等が上昇する場合に、当該エクイティ・デリバティブの時価が上昇するもの。一
ハ イに掲げる取引以外の取引のうち、当該エクイティ・デリバティブが参照する株価又は株価指数等が上昇する場合に、当該エクイティ・デリバティブの時価が下落するもの。マ
イナス

六 第十一項第七号から第九号までの規定は、第四号のマージン期間調整値の算出について準用する。この場合において、同項第七号中「第四号」とあるのは「第十四項第四号」と、「総延（ロング・ショート）」とあるのは「ロング・ショート」と、同項第八号中「第十一項第七号ロ」と、同項第九号中「第十一項第八号において読み替えて準用する前項の」とあるのは「第十四項第六号において読み替えて準用する第十一項第八号において読み替えて準用する前項の」と、「第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」とあるのは「第十四項第六号において読み替えて準用する第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」と読み替えるものとする。

15

第六項の算式中AddOn_(Com)は、次に掲げる通りに従い、算出する。

$$\begin{aligned} \text{AddOn}_{(Com)} &= \sum_k \text{AddOn}_{(Type)_k} \\ \text{AddOn}_{(Com)} &= [\phi_{(Com)} \times \sum_k \text{AddOn}_{(Type)_k}]^2 \\ &+ (1 - \phi_{(Com)}^2) \times \sum_k (\text{AddOn}_{(Type)_k})^2 \end{aligned}$$

AddOn_(Com)は、ヘッジセットに係るアドオンの額
AddOn (Type)_k は、ヘッジセットにおいてコモデナチvkを参照するコモデナチvn・ナリ
バチナチに係るアドオンの額の合計額

$\phi_{(Com)}$ は、0.4

二 前号の算式中AddOn (Type)_k は、次の表の上欄に掲げるコモデイティ・デリバティブの区分に応じ、同表の下欄に定める掛目を、当該コモデイティ・デリバティブに係る実効想定元本額に乗じて得た額の合計額とする。

コモデイティ・デリバティブの区分	掛目 (パーセント)
第八項各号に定めるヘッジセットに含まれるコモデイティ・デリバティブのうち、電力を参照するコモデイティ・デリバティブ	四十

第九項に規定するヘッジセットに含まれるコモディティ・デリバティブのうち、電力を参照するコモディティ・デリバティブ	二十
第十項に規定する別に設けられたヘッジセットに含まれるコモディティ・デリバティブのうち、電力を参照するコモディティ・デリバティブ	二百
第八項各号に定めるヘッジセットに含まれるコモディティ・デリバティブのうち、電力以外を参照するコモディティ・デリバティブ	十八
第九項に規定するヘッジセットに含まれるコモディティ・デリバティブのうち、電力以外を参照するコモディティ・デリバティブ	九
第十項に規定する別に設けられたヘッジセットに含まれるコモディティ・デリバティブのうち、電力以外を参照するコモディティ・デリバティブ	九十

三 前号に規定するコモディティ・デリバティブに係る実効想定元本額は、当該コモディティ・デリバティブに係る時価調整後想定元本額（原資産の単位数に算出基準日のコモディティ価格等乗じて得た額をいう。）にデルタ調整値及びマージン期間調整値を乗じて得た額とする。

四 前号のデルタ調整値は、次のイからハまでに掲げる取引の区分に応じ、当該イからハまでに定める値とする。

イ オプション 値の算出については、第十一項第六号（イに係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、「第四号のデルタ調整値」とあるのは「第十五項第三号のデルタ調整値（同項第四号イに掲げる取引の区分に係るものに限る。）」と、「イからハまで」とあるのは「イ」と、「金利等」とあるのは「コモディティ価格等」と、「 ρ は、 $0 \cdot 5$ 」とあるのは「 ρ は、当該コモディティ・デリバティブが電力を参照する場合にあつては $1 \cdot 5$ 、電力以外を参照する場合にあつては $0 \cdot 7$ 」と読み替えるものとする。

ロ イに掲げる取引以外の取引のうち、当該コモディティ・デリバティブが参照するコモディティ価格等が上昇する場合に、当該コモディティ・デリバティブの時価が上昇するもの

ハ イに掲げる取引以外の取引のうち、当該コモディティ・デリバティブが参照するコモディティ価格等が上昇する場合に、当該コモディティ・デリバティブの時価が下落するもののマイナス

五 第十一項第七号から第九号までの規定は、第三号のマージン期間調整値の算出について準用する。この場合において、同項第七号中「第四号」とあるのは「第十五項第三号」と、「 ρ は、 $0 \cdot 5$ 」とあるのは「 ρ は、 $0 \cdot 5$ 」と、「イからハまで」とあるのは「イ」と、「金利等」とあるのは「コモディティ価格等」と、「 ρ は、 $0 \cdot 5$ 」とあるのは「 ρ は、当該コモディティ・デリバティブが電力を参照する場合にあつては $1 \cdot 5$ 、電力以外を参照する場合にあつては $0 \cdot 7$ 」と読み替えるものとする。

同項第九号中「第十一項第八号において読み替えて準用する前項の」とあるのは「第十五項第五号において読み替えて準用する第十一項第八号において読み替えて準用する前項の」と、「第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」とあるのは「第十五項第五号において読み替えて準用する第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」と読み替えるものとする。

16] 第一項ただし書の規定にかかわらず、単一のマージン・アグリーメントが複数のネットテイング・セットを対象とする場合には、これらのネットテイング・セットの集合ごとに与信相当額を算出する。

17] 前項の規定により与信相当額を算出する場合において、RCは、次の算式を用いて算出する。

$$RC = \max \left[\left\{ \sum_{NS \in MA} \max (V_{NS}, 0) \right\} - \max \{ C_{MA}, 0 \}, 0 \right] + \max \left[\left\{ \sum_{NS \in MA} \min (V_{NS}, 0) \right\} - \min \{ C_{MA}, 0 \}, 0 \right]$$

$$C_{MA} = C_{MA, collect} \times (1 - Hc_{MA, collect} - Hfx_{MA, collect}) - C_{MA, post} \times (1 + Hc_{MA, post} + Hfx_{MA, post})$$

MAは、マージン・アグリーメント（以下この項及び次項において同じ。）

V_{NS} は、NSに含まれる取引の時価の合計額

C_{MA} は、MAの下におけるヘアカット調整後のネット担保額

$C_{MA, collect}$ は、MAの下における取引相手方から受け入れた適格金融資産担保の額

$Hc_{MA, collect}$ は、MAの下において、適格金融資産担保を受け入れる場合において適用するボラティリティ調整率

$Hfx_{MA, collect}$ は、MAの下において、適格金融資産担保を受け入れる場合においてエクスポージャーと適格金融資産担保の通貨が異なるときに適用するボラティリティ調整率

$C_{MA, post}$ は、MAの下における取引相手方へ差し入れた担保（取引相手方以外の第三者によって分別管理されており、かつ、取引相手方に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられているものを除く。）の額

$Hc_{MA, post}$ は、MAの下において、担保を差し入れる場合において取引相手方に引き渡した資産の種類に応じて適用するボラティリティ調整率

$Hfx_{MA, post}$ は、MAの下において、担保を差し入れる場合においてエクスポージャーと担保の通貨が異なるときに適用するボラティリティ調整率

18] 第十六項の規定により与信相当額を算出する場合において、PFEは、次の算式を用いて算出する。

$$PFE = \sum_{NS \in MA} PFE_{NS}^{unmarginated}$$

$PFE_{NS}^{unmarginated}$ は、NSに係るPFEについて、第六項のPFEに係る算式を準用して算出した額。ただし、マージン・アグリーメントを締結していないものとして算出することとする。

[条を削る。]

(標準方式)

第五十二条 標準的手法採用金庫が標準方式を用いる場合は、ネットテイング・セット（法的に有効な相対ネットテイング契約下にある取引については当該取引の集合をいい、それ以外の取引については個別取引をいう。以下同じ。）ごとに、次の各号に従い与信相当額を算出する。ただし、通貨が異なる変動金利相互間の金利スワップについては与信相当額を算出することを要しない。

一 ネットテイング・セットの与信相当額は、次に掲げる算式により算出した額とする。ただし、受入れ担保は正の符号、差入れ担保は負の符号をもつものとして扱う。

$$\text{与信相当額} = 1.4 \times \max \left(CMV - CMC : \sum_j | \sum_k RPT_{jk} - \sum_l RPC_{jl} | \times CCF \right)$$

CMVは、ネットイング・セットに含まれる取引（担保の受入れ及び差入れを除く。）の時価の合計額

CMCは、ネットイング・セットに含まれる担保（受入れ担保については適格金融資産担保に限る。以下この条において同じ。）の時価の合計額

RPT_債は、ヘッジ・セット（次項に定める区分をいう。以下同じ。）における取引のリスク・ポジション（次項に定める額をいう。以下同じ。）

RPC_債は、ヘッジ・セットにおける担保のリスク・ポジション

CCFは、ヘッジ・セットに対する掛目

一 リスク・ポジションは、次のいずれかの規定により算出する。ただし、いずれの規定によってもリスク・ポジションを算出することができない場合、カレント・エクスボージャー方式により個別取引ごとに与信相当額を算出しなければならない。

イ 負債性商品（債券及び貸出金を含む。）以外のものを原資産とする場合、次の算式によりリスク・ポジションを算出する。

$$\text{リスク・ポジション} = P_{\text{債}} \times \frac{\partial V}{\partial P}$$

$P_{\text{債}}$ は、原資産の価格（外国通貨建ての場合には円換算の額）

Viは、線形リスクを有する場合には原資産の時価、非線形リスクを有する派生商品取引の場合はその時価

Pは、原資産の価格（Vと同じ表示通貨による。）

ロ 負債性商品を原資産とする場合又は支払部分である場合（クレジット・デフォルト・スワップを除く。）、次の算式によりリスク・ポジションを算出する。ただし、残存期間等残存期間又は次の金利更改日までの期間をいう。以下同じ。）が一年以下の支払部分は、金利リスクに関してリスク・ポジションを算出することを要しない。

$$\text{リスク・ポジション} = \frac{\partial V}{\partial r}$$

Viは、線形リスクを有する場合には原資産の時価又は支払部分の時価（約定の基礎となる計算上の総支払額（想定元本を含む。）を対象とする。）、非線形リスクを有する派生商品取引の場合はその時価（いずれも、外国通貨建ての場合には円換算の額）

rは、金利水準

ハ クレジット・デフォルト・スワップについては、次の算式によりリスク・ポジションを算出する。

$$\text{リスク・ポジション} = \text{想定元本額} \times \text{残存期間}$$

三 支払部分とは、次の各号に掲げるものをいう。

イ 金融商品の対価として支払がなされる取引の場合は、当該支払

ロ 互いに支払を行う取引の場合は、それぞれの支払。この場合において、それぞれの支払が同一の通貨建てである複数の取引がある場合、当該複数の取引を一の取引とみなすことができる。

2 ヘッジ・セットは、次の各号に従って設けるものとする。

一 個別リスクの低い負債性商品（政府債のうち適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が1―2又は1―3であるもの、公共部門又は国際開発銀行の発行した債券等、金融機関、第一種金融商品取引業者及び経営管理会社の発行した債券等）のうち第三十四条又は第三十五条の基準に照らして二十パーセントのリスク・ウェイトとすることが認め

られているもの並びに適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4
3又は5―3以上である債券等をいう。以下同じ。)を原資産とするリスク・ポジション、支
払部分の金利リスクに係るリスク・ポジション(個別リスクの高い負債性商品(個別リス
クの低い負債性商品に該当しない債券等をいう。以下同じ。)に類似した支払内容を持つものを
除く)、取引の相手方から受入れた担保金の金利リスクに係るリスク・ポジション又は取引
相手方に差入れた担保金の金利リスクに係るリスク・ポジション(当該取引相手方の債務に
個別リスクの低い負債性商品がある場合に限る。)については、その金利が中央政府又は我が
国の地方公共団体が負う金利に係るものであるか否かに基づき区分したうえで、負債性商品
を原資産とする場合には負債性商品の、支払部分については取引の残存期間等が一年以下、
一年超五年以内又は五年超のいずれであるかにより更に区分し、この号に規定するリスク・
ポジションに共通するものとして、通貨ごとに六のヘッジ・セットを設ける。

二 個別リスクの高い負債性商品を原資産とするリスク・ポジション、支払部分の金利リスク
に係るリスク・ポジション(個別リスクの高い負債性商品に類似した支払内容を持つものに
限る)、取引相手方に差入れた担保金の金利リスクに係るリスク・ポジション(当該取引相
手方の債務に個別リスクの低い負債性商品がない場合に限る。)又はクレジット・デフォル
ト・スワップに係るリスク・ポジションについては、これらのリスク・ポジションに共通す
るものとして、負債性商品の発行体、担保金の取引相手方又はクレジット・デフォルト・ス
ワップの参照資産の発行体ごとに一のヘッジ・セットを設ける。

三 負債性商品以外のものを原資産とする場合、ヘッジ・セットは、同一又は類似の商品ごと
に設ける。ただし、原資産が次に掲げるものである場合は、それぞれに定めるところに従い
ヘッジ・セットを設けなければならない。

イ 株式 同一の発行体ごと又はインデックスごと

ロ 貴金属 同一の貴金属ごと又はインデックスごと

ハ 電力 二十四時間のうち対象とする送電時間帯(ピーク時間帯、非ピーク時間帯その他
の取引上の時間帯の区分をいう。)を同一とする権利ごと

ニ コモディティ(貴金属及び電力を除く。) 同一のコモディティごと又はインデックスご
と

四 外国為替に関するヘッジ・セットは、同一の通貨ごとに設ける。

3 リスク・ポジションは、次の各号に定める方法に従いヘッジ・セットに区分するものとする。
一 株式(株式指数を含む)、金、貴金属又はその他のコモディティを原資産とする取引につ
いては、支払部分のリスク・ポジションを金利リスクに関するヘッジ・セットに区分し、そ
れ以外のリスク・ポジションを原資産に関するヘッジ・セットに区分する。

二 負債性商品を原資産とする取引については、当該負債性商品と支払部分のそれぞれのリス
ク・ポジションを、金利リスクに関するヘッジ・セットに区分する。

三 支払同士を交換する取引(為替先渡取引を含む。)については、各支払部分のリスク・ポジ
ションを金利リスクに関するヘッジ・セットに区分する。

四 負債性商品又は支払部分が外国通貨建ての場合、リスク・ポジションを当該通貨の外国為
替に関するヘッジ・セットにも区分する。

4 CCFは、次の各号に定めるものとする。
 一 負債性商品以外のものを原資産とする場合、CCFは、その原資産の種類に応じ、それぞれ左欄に掲げる掛目とする。

掛目 (パーセント)	原資産	原資産	掛目 (パーセント)	原資産
五	金	金	七	株式
八・五	貴金属(金を除く。)	貴金属(金を除く。)	四	電力
十	コモディティ(貴金属及び電力を除く。)	コモディティ(貴金属及び電力を除く。)		

二 負債性商品を原資産とする場合、CCFは、その原資産の種類に応じ、それぞれ左欄に掲げる掛目とする。

掛目 (パーセント)	原資産	原資産	掛目 (パーセント)	原資産
〇・六	個別リスクの高い負債性商品	個別リスクの高い負債性商品	〇・三	個別リスクの低い負債性商品(クレジット・デフォルト・スワップに係るリスク・ポジションに限る。)
〇・二	その他	その他		

三 外国為替に関するCCFは、二・五パーセントとする。
 四 前三号に該当しないもの場合、CCFは十パーセントとする。

(期待エクスポージャー方式)

第五十三条 「同上」

2 「同上」

3 標準的手法採用金庫は、前項第一号に掲げる与信相当額の算出に当たっては、ポートフォリオごとに、現在の市場データを用いて算出した油価EOP又は適切なストレステス期間を含むデータをを用いて算出した油価EOPのうち、所要自己資本が大きくなるものを用いなければならない。

4 「同上」

5 標準的手法採用金庫は、ネットインク・セットに係る取引相手方に対するマージン・アグリメント(当該取引相手方に係るエクスポージャーの額が指定された額を超えたときに、当該取引相手方に対して担保の提供を求めることができる旨の契約をいう。以下この条において同じ。)に基づき、期待エクスポージャー計測モデル(期待エクスポージャーを計測するモデルをいう。以下同じ。)において当該担保による効果を反映している場合には、第二項第三号に規定する油価EOPの算出において、当該担保による効果を勘案したEOPを用いることにより同項第二号に規定する油価EOPを計測する方法を使用することができる。ただし、取引相手方の信用状態が悪化した時に当該取引相手方に担保の提供を求めることができるとされているマージン・アグリメントに基づく担保による効果は反映してはならない。

(期待エクスポージャー方式)

第五十二条 「略」

2 「略」

3 標準的手法採用金庫は、前項第一号に掲げる与信相当額の算出に当たっては、ポートフォリオごとに、現在の市場データを用いて算出した油価EOP又は適切なストレステス期間を含むデータをを用いて算出した油価EOPのうち、所要自己資本が大きくなるものを用いるものとする。

4 「略」

5 標準的手法採用金庫は、ネットインク・セットに係る取引相手方に対するマージン・アグリメントに基づき、期待エクスポージャー計測モデル(期待エクスポージャーを計測するモデルをいう。以下同じ。)において当該担保による効果を反映している場合には、第二項第三号に規定する油価EOPの算出において、当該担保による効果を勘案したEOPを用いることにより同項第二号に規定する油価EOPを計測する方法を使用することができる。ただし、取引相手方の信用状態が悪化した時に当該取引相手方に担保の提供を求めることができるとされているマージン・アグリメントに基づく担保による効果は反映しないものとする。

6 標準的手法採用金庫は、前項に規定する方法を使用して ΔMFM を計測する場合には、リスクのマージン期間における取引相手方との取引の時価の変化額を勘案するものとする。

7 前項のリスクのマージン期間は、次の各号に掲げるネットティング・セットの区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 [略]

二 N (N 以上の整数とする。) Δ の値洗いにより担保の額が調整されるネットティング・セット $F+N-1$

F は前号の規定により算出されるリスクのマージン期間

8 前項の規定にかかわらず、算出基準日を含む四半期の前の直近の連続する二の四半期の間に、同項第一号イからニまで又は第二号に掲げるいずれかのネットティング・セットについて、担保額調整に係る係数により、同項のリスクのマージン期間を超える清算期間を要する場合は三回以上生じた場合には、次の連続する二の四半期の間は、当該ネットティング・セットについては、同項のリスクのマージン期間の少なくとも二倍以上の期間をリスクのマージン期間とする。

9 標準的手法採用金庫は、ネットティング・セットを構成する取引において、取引相手方及び参照企業間に法的な関係が存在し、かつ、個別誤方向リスク(特定の取引相手方に対する将来のエクスポージャーの額が、当該取引相手方のPDと高い相関を持って増減するリスクをいう。以下同じ。)が特定された場合には、当該取引を当該ネットティング・セットから除外するものとする。

10 標準的手法採用金庫は、取引相手方及び参照企業間に法的な関係が存在し、かつ、個別誤方向リスクが特定された取引に係る信用リスク・アセットの額の算出においては、当該個別誤方向リスクの特性を勘案するものとする。

11 標準的手法採用金庫は、マージン・アグリメントにより提供をし、又は提供を受ける担保が現金以外の資産を含む場合には、当該担保の価格変動を適切に反映するものとする。

[12・13 略]

6 標準的手法採用金庫は、前項に規定する方法に代えて、次に掲げる額のうち、いずれか小さい額を第二号に規定する ΔMFM とする方法を使用することができる。

一 ネットティング・セットに係る取引相手方に対するマージン・アグリメントに基づく担保による効果を反映しない場合の ΔMFM に当該取引相手方に提供される全ての担保(日々の値洗いによりその額が調整されるものを除く。)の額を加えた額

二 次のイの算式により算出されたアドオンにロ又はハに掲げる額のうちいずれか大きい額を加えた額

イ $\text{アドオン} = E \cdot [\max(\Delta\text{MFM}, 0)]$

E は、 \square 内の期待値

ΔMFM は、リスクのマージン期間(マージン・アグリメントに基づき取引相手方から担保の提供を受けた時分から当該取引相手方のデフォルトにまで発生した当該取引相手方との取引に係るマージン・リスクに存するレンジが完了する時点までの期間をいう。)内における取引相手方との取引の時価の変化額。ただし、マージン・アグリメントに基づき担保に係る効果を勘案してはならない。

ロ マージン・アグリメントに基づき提供をし、又は提供を受けた担保(コールされたもの及び係争中のものを除く。)による効果を反映した場合のネットティング・セットの現時点のエクスポージャーの額

ハ マージン・アグリメントに基づき提供をし、又は提供を受ける担保による効果を反映した場合のネットティング・セットにおいて生じ得る最大のエクスポージャーの額

7 前項第二号イのリスクのマージン期間は、次の各号に掲げるネットティング・セットの区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 [同上]

二 N (N 以上の整数とする)の値洗いにより担保の額が調整されるネットティング・セット $F+N-1$

F は前号の規定により算出されるリスクのマージン期間

8 前項の規定にかかわらず、算出基準日を含む四半期の前の直近の連続する二の四半期の間に、同項第一号イからニまで又は第二号に掲げるいずれかのネットティング・セットについて、担保額調整(エクスポージャーと担保の価格変動に伴う信用供与額の変化を担保額によって調整する仕組みをいう。以下同じ。)に係る係数により、同項のリスクのマージン期間を超える清算期間を要する場合は三回以上生じた場合には、次の連続する二の四半期の間は、当該ネットティング・セットについては、同項のリスクのマージン期間の少なくとも二倍以上の期間をリスクのマージン期間とする。

9 標準的手法採用金庫は、ネットティング・セットを構成する取引において、取引相手方及び参照企業間に法的な関係が存在し、かつ、個別誤方向リスク(特定の取引相手方に対する将来のエクスポージャーの額が、当該取引相手方のPDと高い相関を持って増減するリスクをいう。以下同じ。)が特定された場合には、当該取引を当該ネットティング・セットから除外しなければならない。

10 標準的手法採用金庫は、取引相手方及び参照企業間に法的な関係が存在し、かつ、個別誤方向リスクが特定された取引に係る信用リスク・アセットの額の算出においては、当該個別誤方向リスクの特性を勘案しなければならない。

11 標準的手法採用金庫は、マージン・アグリメントにより提供をし、又は提供を受ける担保が現金以外の資産を含む場合には、当該担保の価格変動を適切に反映しなければならない。

[12・13 同上]

(承認申請書の提出)

第五十二条の二 期待エクスポージャー方式の使用について前条第一項の承認を受けようとする金庫は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官及び厚生労働大臣に提出するものとする。

【一・二 略】

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

【一・五 略】

3 前項第四号に掲げる期待エクスポージャー方式実施計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

【一・二 略】

(承認の基準)

第五十二条の三 金融庁長官及び厚生労働大臣は、期待エクスポージャー方式の使用について第五十二条第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合する期待エクスポージャー計測モデルが当該承認に先立って一年以上にわたって内部管理において運用されており、かつ、期待エクスポージャー方式の使用を開始する日以降において、内部管理に関する体制が当該基準に適合することが見込まれるかどうかを審査するものとする。

【一・三 略】

四 期待エクスポージャー計測モデルが、当該モデルの開発から独立し、かつ、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後定期的に、かつ、期待エクスポージャー計測モデルへの重要な変更、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きな変化によつて期待エクスポージャー計測モデルの正確性が失われるおそれが生じた場合に検証されており、かつ、当該モデルが適切に見直されるための体制を整備していること。この場合において、当該検証は次に掲げる事項を含むものとする。

【イ・ハ 略】

【五・十二の二 略】

十三 α を独自に推計している場合には、第五十二条第四項各号に掲げる要件を満たしていること。

十四 派生商品取引とレボ形式の取引をその対象とする法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案している場合には、第五十二条第十二項各号に掲げる条件を満たしていること。

(変更に係る届出)

第五十二条の四 期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用金庫は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官及び厚生労働大臣に届け出るものとする。

【一・三 略】

2 前項第三号に基づく届出を行う場合には、標準的手法採用金庫は、当該標準的手法採用金庫が承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出と併せて、又はその後速やかに提出するものとする。

(承認の取消し)

第五十二条の五 金融庁長官及び厚生労働大臣は、期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用金庫が前条第一項第二号の届出を怠った場合又は同項第三号に該当する場合には、第五十二条第一項の承認を取り消すことができる。

(承認申請書の提出)

第五十三条の二 期待エクスポージャー方式の使用について前条第一項の承認を受けようとする金庫は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

【一・二 同上】

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

【一・五 同上】

3 前項第四号に掲げる期待エクスポージャー方式実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

【一・二 同上】

(承認の基準)

第五十三条の三 金融庁長官及び厚生労働大臣は、期待エクスポージャー方式の使用について第五十三条第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合する期待エクスポージャー計測モデルが当該承認に先立って一年以上にわたって内部管理において運用されており、かつ、期待エクスポージャー方式の使用を開始する日以降において、内部管理に関する体制が当該基準に適合することが見込まれるかどうかを審査しなければならない。

【一・三 同上】

四 期待エクスポージャー計測モデルが、当該モデルの開発から独立し、かつ、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後定期的に、かつ、期待エクスポージャー計測モデルへの重要な変更、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きな変化によつて期待エクスポージャー計測モデルの正確性が失われるおそれが生じた場合に検証されており、かつ、当該モデルが適切に見直されるための体制を整備していること。この場合において、当該検証は次に掲げる事項を含まなければならない。

【イ・ハ 同上】

【五・十二の二 同上】

十三 α を独自に推計している場合には、第五十三条第四項各号に掲げる要件を満たしていること。

十四 派生商品取引とレボ形式の取引をその対象とする法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案している場合には、第五十三条第十二項各号に掲げる条件を満たしていること。

(変更に係る届出)

第五十三条の四 期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用金庫は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官及び厚生労働大臣に届け出なければならない。

【一・三 同上】

2 前項第三号に基づく届出を行う場合には、標準的手法採用金庫は、当該標準的手法採用金庫が承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出とあわせて、又はその後速やかに提出しなければならない。

(承認の取消し)

第五十三条の五 金融庁長官及び厚生労働大臣は、期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用金庫が前条第一項第二号の届出を怠った場合又は同項第三号に該当する場合には、第五十三条第一項の承認を取り消すことができる。

(段階的適用等)

第五十二条の六 期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用金庫は、全ての派生商品取引又は全てのレボ形式の取引について期待エクスポージャー方式を適用するものとする。ただし、期待エクスポージャー方式の適用を開始した後の一定の期間について、一部の取引の与信相当額について期待エクスポージャー方式を適用しない旨を第五十二条の二第二項第四号に掲げる期待エクスポージャー方式実施計画に定めている場合は、この限りでない。

2 「略」

(カレント・エクスポージャー方式)

第五十三条 標準的手法採用金庫が第五十条第二項の規定によりカレント・エクスポージャー方式を用いる場合には、再構築コストの額及びアドオンの額を合計することにより与信相当額を算出するものとする。

2 前項の再構築コストの額は、次の各号に掲げるいずれかの額とする。ただし、第二号に掲げる額については、法的に有効な相対ネットティング契約下にある取引において用いる場合に限る。

一 派生商品取引を時価評価することにより算出した再構築コストの額(零を下回る場合には、零とする。)

二 ネット再構築コストの額(零を下回る場合には、零とする。)

3 第一項のアドオンの額は、次の各号に掲げるいずれかの額とする。ただし、第二号に掲げる額については、法的に有効な相対ネットティング契約下にある取引において用いる場合に限る。

一 次のイ又はロに掲げる額(以下「グロスのアドオン」という。)

イ 派生商品取引(クレジット・デリバティブを除く。)については、次の表の上欄に掲げる取引の区分及び同表の中欄に掲げる残存期間の区分に応じ、当該取引の想定元本額に同表の下欄に定める掛目(元本を複数回交換する取引にあつては、各掛目に残存交換回数を乗ずるものとする。)を乗じて得た額

取引の区分		残存期間の区分	掛目 (パーセント)
外国為替関連取引及び金関連取引	一年以内	一年以内	一・〇
	一年超五年以内	一年超五年以内	五・〇
金利関連取引	一年以内	一年以内	〇・〇
	一年超五年以内	一年超五年以内	〇・五
株式関連取引	一年以内	一年以内	六・〇
	一年超五年以内	一年超五年以内	八・〇
貴金属関連取引(金関連取引を除く。)	一年以内	一年以内	七・〇
	一年超五年以内	一年超五年以内	七・〇
その他のコモディティ関連取引	一年以内	一年以内	十・〇
	一年超五年以内	一年超五年以内	十二・〇
		五年超	十五・〇

(段階的適用等)

第五十三条の六 期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用金庫は、すべての派生商品取引又はすべてのレボ形式の取引について期待エクスポージャー方式を適用しなければならない。ただし、期待エクスポージャー方式の適用を開始した後の一定の期間について、一部の取引の与信相当額について期待エクスポージャー方式を適用しない旨を第五十三条の二第二項第四号に掲げる期待エクスポージャー方式実施計画に定めている場合は、この限りでない。

2 「同上」

〔条を加える。〕

- (注1) 特定の支払期日においてその時点でのエクスポージャーを清算する構造で、かつ、当該特定の期日において市場価値が零になるように契約条件が再設定される契約については、残存期間を次の再設定日までの期間とみなすことができる。この基準を満たす残存期間が一年超の金利関連取引については、アドオン掛目は〇・五パーセントを下限とする。
- (注2) 取引の区分欄に掲げられた各取引に当てはまらない派生商品取引（クレジット・デリバティブを除く。）は、「その他のコモディティ関連取引」として取り扱うこととする。
- (注3) 同一通貨間かつ変動金利相互間の金利スワップについては、この項に係る額を与信相当額に加えることを要しない。
- (注4) 外国為替関連取引とは、異種通貨間の金利スワップ、為替先渡取引（FX）、先物外国為替取引、通貨先物取引及び通貨オプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。
- (注5) 金関連取引とは、金に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。
- (注6) 金利関連取引とは、同一通貨間の金利スワップ、金利先渡取引（FR）、金利先物取引及び金利オプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。
- (注7) 株式関連取引とは、個別の株式や株価指数に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。
- (注8) 貴金属関連取引とは、貴金属に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。
- (注9) その他のコモディティ関連取引とは、エネルギー取引、農産物取引及び卑金属その他の貴金属以外の金属のコモディティ取引に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。
- ロ クレジット・デリバティブについては、次の表の上欄に掲げる取引の種類及び同表の中欄に掲げる原債務者の種類に並び、当該取引の想定元本額に同表の下欄に定める掛目を乗じて得た額

取引の種類	原債務者の種類	掛目 (パーセント)
トータル・リターン・スワップ又はクレジット・デフォルト・スワップ	優良債務者	五・〇
	その他の債務者	十・〇

(注1) 標準的手法採用金庫がプロテクション提供者である場合の掛目とプロテクション購入者である場合の掛目は同一とする。ただし、標準的手法採用金庫がクレジット・デフォルト・スワップのプロテクション提供者である場合においては、プロテクション購入者が支払不能となった場合に、原債務者の信用事由（プロテクション提供者が支払を行うべき事由として当事者があらかじめ定めたものをいう。）の発生の有無にかかわらず、取引が清算されるものに限り与信相当額を算出するものとする。この場合において、標準的手法採用金庫は、この項の規定により算出される額について、取引の相手先から当該取引の約定に基づいて受け取ることとされていた額を上限とすることができる。

(注2) 優良債務者とは、次に掲げるものをいう。

① 第二十七条から第三十三条までの規定において、リスク・ウェイトが規定されている主体

② 金融機関（第一条第七号ロに掲げる者を除く）、外国銀行、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社、第一種金融商品取引業者及び経営管理会社のうち第三十四条又は第三十五条の基準に照らして二十パーセントのリスク・ウェイトとすることが認められている主体並びに適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4-3又は5-3以上である主体をいう。
 ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブについては、プロテクションの対象とする複数の資産のうち最も信用リスクの高い資産に基づいて原債務者の種類を定めるものとする。セカンド・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブについては、プロテクションの対象とする複数の資産のうち二番目に信用リスクの高い資産に基づいて原債務者の種類を定めるものとする。これらの規定は、クレジット・デリバティブのうち、複数の資産をプロテクションの対象とし、当該プロテクションは当該複数の資産のうち、あらかじめ特定された順位において信用事由が発生した資産に対してのみ提供されるとともに契約が終了するものについて準用する。

二 次の算式により得られるネットのアドオンの額

$$\text{ネットのアドオン} = 0.4 \times \text{アドオンの額} + 0.6 \times \frac{\text{ネット再構築コスト}}{\text{アドオンの額}}$$

(標準的ボラティリティ調整率)

第六十九条 標準的手法採用金庫が標準的ボラティリティ調整率を用いる場合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎営業日の時価評価又は担保額調整を行っており、かつ、保有期間（ボラティリティ調整率を計算する際に、当該資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この目から第四目までにおいて同じ。）が十営業日のときに用いるボラティリティ調整率は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものとする。

一 [略]

二 ボラティリティ調整率を適用する対象である資産が次の表に掲げる資産種別に該当する場合 その該当する資産種別に応じて、同表の下欄に定めるボラティリティ調整率

資産種別	ボラティリティ調整率
[略]	
適格金融資産担保以外の資産（当該資産について第四十九条第一項第八号に定める与信相当額を算出する場合又はSA-CCRを用いて派生商品取引若しくは長期決済期間取引に係る与信相当額を算出する場合においてこれらの取引に係る与信相当額が算出される担保の提供に用いるときに限る。以下同じ。）	二十五パーセント

(標準的ボラティリティ調整率)

第六十九条 [同上]

一 [同上]

二 ボラティリティ調整率を適用する対象である資産が次の表に掲げる資産種別に該当する場合 その該当する資産種別に応じて、同表の下欄に定めるボラティリティ調整率

資産種別	ボラティリティ調整率
[同上]	
適格金融資産担保以外の資産（当該資産について第四十九条第一項第八号に定める与信相当額を算出する場合に限る。以下同じ。）	二十五パーセント

(計算方法)

第八十八条 標準的手法採用金庫が包括的手法を適用する場合であつて、第五十条第二項の規定により先渡、スワップ及びオプション等の派生商品取引についてカレント・エクスポージャー方式を使用し、かつ、適格金融資産担保を用いるときのエクスポージャーの額は、次の式により算出する。

$$E^* = (RC + \text{アドオン}) - C_A$$

E^* は、信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額（ただし、零を下回らない値とする。）

RC は、第五十三条第二項第一号に定める再構築コスト

アドオン は、同条第三項第一号に定めるグロスのアドオン

C_A は、 H_c （適格金融資産担保に適用するボラティリティ調整率）及び H_{fx} （エクスポージャーと適格金融資産担保の通貨が異なる場合に適用するボラティリティ調整率）を適用した後の担保額

2 法的に有効な相対ネットティング契約が存在する場合は、前項の RC は第五十三条第二項第二号に定めるネット再構築コストとし、また、 アドオン は同条第三項第二号に定めるネットのアドオンとする。

3 〔略〕

（間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出方法の特例）

第一百三十二条 標準的手法採用金庫が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーについて、与信相当額の算出にカレント・エクスポージャー方式を用いている場合には、当該トレード・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額は、次の算式により算出した額を当該信用リスク・アセットの額とみなすことができる。

$$RWA^* = RWA \times \sqrt{T_m / 10}$$

RWA^* は、この条の規定の適用後の信用リスク・アセットの額

RWA は、第一節から前節までの規定により算出した当該トレード・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額

T_m は、第五十二条第七項の規定により算出したリスクのワーキング期間。この場合において、同項第一号の規定にかかわらず、日々の値洗いにより担保額が調整されるネット・インング・セットに係るリスクのワーキング期間は五営業日とすることができる。

（事業法人等向けエクスポージャーのEAD）

第一百三十二条 〔略〕

〔2〕4 〔略〕

5 第五十条（第二項及び第三項を除く。）から第五十二条の六までの規定は、事業法人等向けエクスポージャーのEADについて準用する。この場合において、これらの規定中「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と、第五十条第四項中「前三項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。

(計算方法)

第八十八条 標準的手法採用金庫が包括的手法を適用する場合であつて、先渡、スワップ及びオプション等の派生商品取引についてカレント・エクスポージャー方式を使用し、かつ、適格金融資産担保を用いるときのエクスポージャーの額は、次の式により算出する。

$$E^* = (RC + \text{アドオン}) - C_A$$

E^* は、信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額（ただし、零を下回らない値とする。）

RC は、第五十一条第二項第一号に定める再構築コスト

アドオン は、同条第三項第一号に定めるグロスのアドオン

C_A は、 H_c （適格金融資産担保に適用するボラティリティ調整率）及び H_{fx} （エクスポージャーと適格金融資産担保の通貨が異なる場合に適用するボラティリティ調整率）を適用した後の担保額

2 法的に有効な相対ネットティング契約が存在する場合は、前項の RC は第五十一条第二項第二号に定めるネット再構築コストとし、また、 アドオン は同条第三項第二号に定めるネットのアドオンとする。

3 〔同上〕

（間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出方法の特例）

第一百三十二条 標準的手法採用金庫が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーについて、与信相当額の算出に第五十三条に定める期待エクスポージャー方式を用いていない場合には、当該トレード・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額は、次の算式により算出した額を当該信用リスク・アセットの額とみなすことができる。

$$RWA^* = RWA \times \sqrt{T_m / 10}$$

RWA^* は、この条の規定の適用後の信用リスク・アセットの額

RWA は、第一節から前節までの規定により算出した当該トレード・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額

T_m は、第五十二条第七項の定めに従い算出したリスクのワーキング期間。この場合において、同項第一号の規定にかかわらず、日々の値洗いにより担保額が調整されるネット・インング・セットに係るリスクのワーキング期間は五営業日とすることができる。

（事業法人等向けエクスポージャーのEAD）

第一百三十二条 〔同上〕

〔2〕4 〔同上〕

5 第五十条から第五十三条の六までの規定は、事業法人等向けエクスポージャーのEADについて準用する。この場合において、「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と読み替えるものとする。

6 内部格付手法採用金庫が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADを算出する場合であつて、当該EADの算出に当たって

(マチュリテイ)

第三百三十三条 〔略〕

〔2〕5 略

6 内部格付手法採用金庫が事業法人等向けエクスポージャーのEADについて第五十二条から第五十二条の六までの規定を準用する場合には、事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるマチュリテイは、第一号に掲げる算式により算出された実効マチュリテイとし、同号に掲げる油送付金は第二号に掲げる算式により算出された額とする。ただし、実効マチュリテイが一年に満たない場合には一年とし、五年を超える場合には五年とする。

〔一・二 略〕

7 〔略〕

(リテール向けエクスポージャーのEAD)

第四百四十条 〔略〕

〔2〕4 略

5 第五十条(第二項及び第三項を除く。)から第五十二条の六までの規定は、リテール向けエクスポージャーのEADについて準用する。この場合において、これらの規定中「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と、第五十条第四項中「前三項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。〔項を削る。〕

第二百三十六条 〔略〕

2 エクスポージャーの厚さを計算するに当たって、金利スワップ又は通貨スワップから生じるエクスポージャーの計算においては第五十条(第二項及び第三項を除く。)から第五十二条の六までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と、第五十条第四項中「前三項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。

(CVAリスク相当額の算出)

第二百四十六条の二 〔略〕

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる金庫のいずれにも該当しない金庫にあっては、第三節に定める簡便的リスク測定方式を用いて、同項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出することができる。

〔一・二 略〕

第五十三条に定める期待エクスポージャー方式を用いていないときには、前各項の規定により算出したEAD(当該エクスポージャーに係るものに限る。)に次の掛目を乗じた額を当該間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADとすることができる。

$$\text{掛目} = \sqrt{(T_m / 10)}$$

T_mは、第五十三条第七項の規定を準用して算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項第一号中「ネットインング・セット 二十営業日」とあり、及び「ネットインング・セット 十営業日」とあるのは、「ネットインング・セット 五営業日」と読み替えるものとする。(マチュリテイ)

第三百三十三条 〔同上〕

〔2〕5 同上

6 内部格付手法採用金庫が事業法人等向けエクスポージャーのEADについて第五十三条から第五十三条の六までの規定を準用する場合には、事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるマチュリテイは、第一号に掲げる算式により算出された実効マチュリテイとし、同号に掲げる油送付金は第二号に掲げる算式により算出された額とする。ただし、実効マチュリテイが一年に満たない場合には一年とし、五年を超える場合には五年とする。

〔一・二 同上〕

7 〔同上〕

(リテール向けエクスポージャーのEAD)

第四百四十条 〔同上〕

〔2〕4 同上

5 第五十条から第五十三条までの規定は、リテール向けエクスポージャーのEADについて準用する。この場合において、「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と読み替えるものとする。

第二百三十六条 〔同上〕

2 エクスポージャーの厚さを計算するに当たって、金利スワップ又は通貨スワップから生じるエクスポージャーの計算においては第五十条から第五十三条の六までの規定を準用する。この場合において、「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と読み替えるものとする。

(CVAリスク相当額の算出)

第二百四十六条の二 〔同上〕

2 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 期待エクスポージャー方式の使用について第五十二条第一項（第三百三十二条第五項又は第百四十条第五項において準用する場合を含む。）の承認を受けた金庫

3 「略」

（標準的リスク測定方式によるCVAリスク相当額）

第二百四十六条の三 「略」

〔2・3 略〕

4 第一項のEAD_{net}は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める取引相手方に係るネットテイング・セットごとに算出した額とする。

一 S A I C C Rを用いる場合 第五十一条第一項に規定する与信相当額の割引現在価値

二 期待エクスポージャー方式を用いる場合 第五十二条第二項に規定する与信相当額
三 カレント・エクスポージャー方式を用いる場合 第四章第六節第三款に規定する包括的手法を使用する場合の信用リスク削減手法を適用した後のエクスポージャーの額の割引現在価値

〔号を削る。〕

5 第一項並びに前項第一号及び第三号の割引現在価値は、次に掲げる算式により算出するものとする。

$$\text{（割引現在価値）} = \text{（想定元本額又は与信相当額）} \times (1 - \text{EXP}(-0.05 \times M_t)) / (0.05 \times M_t)$$

M_tは、対応するM、M_{market}又はM_{ind}

6 「略」

7 第四項第三号に掲げる場合において、第一項のEAD_{net}（直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーに係るものに限る。）を算出する場合においては、同号に定める額に次の掛目を乗じた額を、当該ネットテイング・セットのEAD_{net}とすることができず。

$$\text{掛目} = f \quad (T_m / 10)$$

T_mは、第五十二条第七項の規定を準用して算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項中「前項」とあるのは「第二百四十六条の三第七項」と、同項第一号中「ネットテイング・セット（二十営業日）」とあり、及び「ネットテイング・セット（十営業日）」とあるのは、「ネットテイング・セット（五営業日）」と読み替えるものとする。

（中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー及び直接清算参加者向けトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセット）

第二百四十六条の六 第四章（第五十一条第四項第二号及び第三号を除く。）の規定は、中央清算

機関に対するトレード・エクスポージャー及び直接清算参加者向けトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出について準用する。この場合において、同章（第五十條第二項及び第三項を除く。）の規定中「標準的手法採用金庫」とあるのは「金庫」と読み替えるものとする。

三 期待エクスポージャー方式の使用について第五十三条第一項（第三百三十二条第五項又は第百四十条第五項において準用する場合を含む。）の承認を受けた金庫

3 「同上」

（標準的リスク測定方式によるCVAリスク相当額）

第二百四十六条の三 「同上」

〔2・3 同上〕

4 「同上」

一 カレント・エクスポージャー方式を用いる場合 第四章第六節第三款に規定する包括的手法を使用する場合の信用リスク削減手法を適用した後のエクスポージャーの額の割引現在価値
二 標準方式を用いる場合 第五十二条に規定する与信相当額の割引現在価値
三 期待エクスポージャー方式を用いる場合 第五十三条第二項に規定する与信相当額

〔号を加える。〕

5 第一項並びに前項第一号及び第二号の割引現在価値は、次に掲げる算式により算出するものとする。

$$\text{（割引現在価値）} = \text{（想定元本額又は与信相当額）} \times (1 - \text{EXP}(-0.05 \times M_t)) / (0.05 \times M_t)$$

M_tは、対応するM、M_{market}又はM_{ind}

6 「同上」

7 第四項第一号又は第二号に掲げる場合において、第一項のEAD_{net}（直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーに係るものに限る。）を算出する場合には、第四項第一号又は第二号に定める額に次の掛目を乗じた額を、当該ネットテイング・セットのEAD_{net}とすることができず。

$$\text{掛目} = f \quad (T_m / 10)$$

T_mは、第五十三条第七項の規定を準用して算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項第一号中「ネットテイング・セット（二十営業日）」とあり、及び「ネットテイング・セット（十営業日）」とあるのは、「ネットテイング・セット（五営業日）」と読み替えるものとする。

（中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー及び直接清算参加者向けトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセット）

第二百四十六条の六 第四章の規定は、中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー及び直接清算参加者向けトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出について準用する。この場合において、「標準的手法採用金庫」とあるのは「金庫」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合における当該トレード・エクスポージャーのリスク・ウエイトは、二パーセントとする。

3 第一項の規定により第四章の規定を準用する場合（S A I C C Rを用いる場合に限り。）において、適格中央清算機関が支払不能となり、当該適格中央清算機関から変動証拠金として受け入れることが予定されている担保に対する損失の発生を防ぐための方策が講じられていないときは、リスクのマージン期間は、ネットینگ・セットに含まれる取引のうちの最も長い営業日数（十営業日を下回る場合には、十営業日とする。）と一年間の営業日数のうちいずれも短い営業日数とする。

4 第一項の規定により第四章の規定を準用する場合において、期待エクスポージャー方式を用いるときは、第五十二条第七項第一号中「イから二まで」とあるのは「イ、ロ又は二」と、同号イ中「ロ又はハ」とあるのは「ロ」と、同号二中「イから八まで」とあるのは「イ又はロ」と読み替えるものとする。ただし、当該適格中央清算機関が支払不能となった場合において、当該適格中央清算機関から変動証拠金として受け入れることが予定されている担保に対する損失の発生を防ぐための方策が講じられていないときは、リスクのマージン期間は、ネットینگ・セットに含まれる取引の残存期間のうちの最も長い営業日数（十営業日を下回る場合には、十営業日とする。）と一年間の営業日数のうちいずれも短い営業日数とする。

5 第一項の規定により第四章の規定を準用する場合において、第七十五条第二項第一号二中、流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネットینگ・セット及び算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネットینگ・セット」とあるのは「流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネットینگ・セット」と読み替えるものとする。この場合において、当該適格中央清算機関が支払不能となった際に当該適格中央清算機関から変動証拠金として受け入れることが予定されている担保に対する損失の発生を防ぐための方策が講じられていないときは、最低保有期間は、ネットینگ・セットに含まれる取引の残存期間のうちの最も長い営業日数（十営業日を下回る場合には、十営業日とする。）と一年間の営業日数のうちいずれも短い営業日数とする。

6 第一項の規定にかかわらず、直接清算参加者向けトレード・エクスポージャー（金庫が間接清算参加者である場合において、直接清算参加者及び他の間接清算参加者がともに債務不履行又は支払不能となった際に金庫への損失の発生を防ぐための方策を適格中央清算機関又は直接清算参加者が講じていないときに限る。）の信用リスク・アセットの額を算出する場合における当該直接清算参加者向けトレード・エクスポージャーのリスク・ウエイトは、四パーセントとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合、当該トレード・エクスポージャーのリスク・ウエイトは、二パーセントとする。また、次の各号に掲げるトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出について前項の規定に基づき第四章の規定を準用する場合において、第五十三条第七項第一号中「イから二まで」とあるのは「イ、ロ又は二」と、同号イ中「ロ又はハ」とあるのは「ロ」と、同号二中「イから八まで」とあるのは「イ又はロ」と、第七十五条第二項第一号二中「流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネットینگ・セット及び算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネットینگ・セット」とあるのは「流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネットینگ・セット」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定にかかわらず、直接清算参加者向けトレード・エクスポージャー（金庫が間接清算参加者である場合において、直接清算参加者及び他の間接清算参加者が共に債務不履行又は支払不能となった場合に、金庫への損失の発生を防ぐための方策を適格中央清算機関又は直接清算参加者が講じていない場合に限り。）の信用リスク・アセットの額を算出する場合、当該直接清算参加者向けトレード・エクスポージャーのリスク・ウエイトは、四パーセントとする。

〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

(適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセット)

第二百四十六条の七

適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額は、次の算式により算出した所要自己資本額 (K_{GM}) に十二・五を乗じて算出する。

一 所要自己資本額 (K_{GM}) は、次の算式を用いて算出する。

$$K_{GM} = \max \left(K_{CCP} \times \left(\frac{DF_{CCP}^{net}}{DF_{CCP} + DF_{GM}^{net}} \right), 0.08 \times 0.02 \times DF_{GM}^{net} \right)$$
$$K_{CCP} = \sum EAD \times 0.2 \times 0.08$$

DF_{GM}^{net}は、当該適格中央清算機関に直接清算参加者が抛出した清算基金の額

DF_{CCP}は、当該適格中央清算機関が有する資本その他これに類するものであって、直接清算参加者の債務不履行により当該適格中央清算機関に生ずる損失を清算基金 (債務不履行参加者の清算基金を除く。)と同時に又は当該清算基金に先立ち負担するものの額

DF_{GM}^{net}は、当該適格中央清算機関に直接清算参加者が抛出した清算基金の額の合計

EADは、当該適格中央清算機関が有する直接清算参加者iに対するトレード・エクスボージャーの額

二 前号のEADは、次のイ又はロに掲げる取引の区分に応じ、当該イ又はロに定める額とする。

イ 派生商品取引 S A C C Rを用いて算出した額。ただし、受け入れ担保の額には直接清算参加者が抛出した清算基金の額を含むこととし、リスクのマージン期間は十営業日とする。

ロ レポ形式の取引 次の算式により算出した額

$$EAD = \max (EBRM - IM - DF, 0)$$

EBRMは、当該適格中央清算機関が有する直接清算参加者iに対するエクスボージャーの額に当該直接清算参加者が抛出した当初証拠金の額を加えた額 (第七十九条の信用リスク削減手法適用後の額とする。)

IMは、直接清算参加者が抛出した当初証拠金の額

DFは、直接清算参加者が抛出した清算基金の額

三 前号ロの規定による所要自己資本額 (K_{GM}) を算出する場合に各分については、第七十五条第一項第一号ロの規定にかかわらず、算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネットイング・セットに係る最低保有期間を二十営業日とすることとする。

四 第一号に規定する算式におけるトレード・エクスボージャーに係る当初証拠金が、派生商品取引とレポ形式の取引の双方を対象としているときは、当該派生商品取引に係る当初証拠金及び当該レポ形式の取引に係る当初証拠金の額は、第一号イに定める額 (担保を受け受けている)と仮定した場合における額とする。)と同号ロに定める額との割合に応じた額とする。

五 当該適格中央清算機関において、清算基金が一定の区分ごとに分別管理されている場合は、第一号の所要自己資本額は、当該区分ごとに算出する。この場合、各分について、DF_{GM}が当該区分ごとに分別管理されていることと、当該区分ごとのDF_{CCP}が、 $\sum EAD$ の額の割合に応じた額とする。

(適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセット)

第二百四十六条の七

適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額は、次の各号に掲げるいずれかの手法を用いて算出する。

一 リスク・センチティブ手法

二 簡便的手法

三 前項第一号に掲げる「リスク・センチティブ手法」とは、第一号に掲げる算式により算出した所要自己資本額 (K_{GM}) に十二・五を乗じて信用リスク・アセットの額を算出する手法をいふ。

一 所要自己資本額 (K_{GM}) は、次の算式を用いて算出する。

$$K_{GM} = \left(1 + \frac{A_{NET,1} + A_{NET,2}}{\sum A_{NET,1}} \cdot \frac{N}{N-2} \right) \cdot \frac{DF}{DF_{GM}} \cdot K_{GM}^{(1)}$$
$$K_{GM}^{(1)} = \begin{cases} 100\% \cdot 1.2 \cdot (K_{CCP} - DF') + 100\% \cdot DF'_{GM} & \text{if } DF' < K_{CCP} \\ 100\% \cdot (K_{CCP} - DF_{CCP}) + c_1 \cdot (DF' - K_{CCP}) & \text{if } DF_{CCP} < K_{CCP} \leq DF' \\ c_1 \cdot DF'_{GM} & \text{if } K_{CCP} \leq DF_{CCP} \end{cases} \quad \text{(ii)}$$
$$K_{CCP} = \sum \max (EBRM - IM - DF, 0) \cdot 20\% \cdot 8\%$$
$$DF_{GM} = \sum DF$$
$$DF'_{GM} = DF_{GM} - 2 \cdot DF_{GM} / N$$
$$DF' = DF_{CCP} + DF'_{GM}$$
$$c_1 = \text{Max} \left\{ \frac{1.6\%}{(DF' / K_{CCP})^{0.8}} ; 0.16\% \right\}$$

K_{GM}は、当該適格中央清算機関に係るみなし所要自己資本額 (第八号及び第九号において同じ。)

Nは、当該適格中央清算機関に係る直接清算参加者の数 (第八号及び第九号において同じ。)

DFは、当該適格中央清算機関に銀行が抛出した清算基金の額

DF_{CCP}は、当該適格中央清算機関が有する資本その他これに類するものであって、直接清算参加者の債務不履行により中央清算機関に生ずる損失を清算基金 (債務不履行参加者の清算基金を除く。)に先立ち負担するものの額

EBRMは、当該適格中央清算機関が有する直接清算参加者iに対するエクスボージャーの額に当該直接清算参加者が抛出した当初証拠金の額を加えた額

IMは、直接清算参加者が抛出した当初証拠金の額 (第九号において同じ。)

DFは、直接清算参加者が抛出した清算基金

A_{NET,1}は、直接清算参加者iに対するEBRMの額 (第八号及び第九号において同じ。)

A_{NET,2}は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対するエクスボージャーの額のうち最大の額 (第八号及び第九号において同じ。)

A_{NET}は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対するエクスボージャーの額のうち二番目に大きい額 (第八号及び第九号において同じ。)

$\sum A_{NET}$ は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対するエクスボージャーの額の合計額 (第八号及び第九号において同じ。)

六 第二号の規定にかかわらず、直接清算参加者が自己の勘定と間接清算参加者(この勘定複数の間接清算参加者の勘定を一括して管理している場合にあつては、一括して管理しているそれぞれの勘定をいう。以下この号及び次号において同じ。)を分別管理している場合には、当該自己の勘定のトレード・エクスポージャーの額及び当該間接清算参加者(この勘定のトレード・エクスポージャーの額の合計額をEADとする)の勘定と間接清算参加者(この勘定の別に分けられていないときには、当該自己の勘定に係る当初証拠金の額と当該間接清算参加者(この勘定に係る当初証拠金の額の割合に応じ、当該清算基金を配分することとする)の勘定とを比較し、合計額が仮定した合計額を上回る場合には、当該仮定した合計額を当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー及び当該適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額の合計額とする。

七 前号の場合において、直接清算参加者が拠出した清算基金が、当該直接清算参加者の自己の勘定と間接清算参加者(この勘定の別に分けられていないときには、当該自己の勘定に係る当初証拠金の額と当該間接清算参加者(この勘定に係る当初証拠金の額の割合に応じ、当該清算基金を配分することとする)の勘定とを比較し、合計額が仮定した合計額を上回る場合には、当該仮定した合計額を当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額

二 当該適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額

二 前号におけるエクスポージャーの額は、第七十九条及び第八十八条の信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額とする。

三 前号の場合において、派生商品取引に係る信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額の計算については、第五十一条のカレント・エクスポージャー方式を用いる。

四 前号の場合において、第五十一条第三項第二号のネットのアドオンについては、次の算式を用いる。

$$\text{ネットのアドオン} = 0.15 \times \text{グロスのアドオン} + 0.85 \times \frac{\text{ネットの純額ロス}}{\text{グロスの純額ロス}} \times \text{グロスのアドオン}$$

五 第三号の場合において、第五十一条第三項第一号に規定するグロスのアドオンの計算に当たり、オプションについては、第五十二条第一項第二号イ及びロに規定するリスク・ポジションの額とする。

六 第二号の場合において、第七十五条第二項第一号ニ(第八十二条第五項において適用する場合を含む。)の定めにかかわらず、算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネットティング・セットに係る最低保有期間を二十営業日とすることを要しない。

七 当該適格中央清算機関において、清算基金が一定の区分ごとに分別管理されている場合は、第一号の所要自己資本額は当該区分ごとに算出することを要する。この場合において、 DF_{OP} が当該区分ごとに分別管理をされていないときは、当該区分ごとの DF_{OP} は $\sum A_{Net, i}$ の額の割合に応じた額とする。

八 第一号において、各直接清算参加者が拠出した清算基金の額の合計額 (DF_{OP}) が零を上回らない場合は、次の算式を用いて所要自己資本額 (K_{CAL}) を算出することを要する。

$$K_{CAL} = \left(1 + \frac{A_{Net, 1} + A_{Net, 2}}{\sum A_{Net, i}} \cdot \frac{N}{N-2} \right) \cdot \frac{DF^*}{\sum DF^*} \cdot K_{CAL}^*$$

DF^* は、当該適格中央清算機関に対する在庫の未拠出の清算基金の額

DF^* は、直接清算参加者の未拠出の清算基金の額

九 前号において、各直接清算参加者の未拠出の清算基金の額の合計額が零を上回らない場合は、次の算式を用いて所要自己資本額 (K_{CAL}) を計算することを要する。

$$K_{CAL} = \left(1 + \frac{A_{Net, 1} + A_{Net, 2}}{\sum A_{Net, i}} \cdot \frac{N}{N-2} \right) \cdot \frac{IM}{\sum IM} \cdot K_{CAL}^*$$

IMは、当該適格中央清算機関に在庫が拠出した当初証拠金の額

三 第一項第二号に掲げる「簡便的手法」とは、次の算式により信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。この場合において、当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

$$\text{Min} (2\% \cdot TE + 1250\% \cdot DF), 20\% \cdot TE$$

TEは、当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーの額

DFは、当該適格中央清算機関に在庫が拠出した清算基金の額

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(労働金庫法施行令第五十二条第二項第四号並びに労働金庫法施行規則第九十五条の五第二項、第九十六条第二項及び第四項、第九十七条第一項並びに第九十九条第一号及び第二号の規定に基づき、合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官及び厚生労働大臣が定める者等を定める件の一部改正)

第二条 労働金庫法施行令第五十二条第二項第四号並びに労働金庫法施行規則第九十五条の五第二項、第九十六条第二項及び第四項、第九十七条第一項並びに第九十九条第一号及び第二号の規定に基づき、合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官及び厚生労働大臣が定める者等を定める件の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線のように改める。

改 正 後		改 正 前	
<p>(債務の保証以外のオフ・バランス取引)</p> <p>第三条 規則第九十六条第四項に規定する金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定めるものは、次に掲げる取引とする。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 自己資本比率告示第五十条第一項本文の先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引(第七条第六号において「派生商品取引」という。)及び自己資本比率告示第五十条第四項に規定する長期決済期間取引</p> <p>三 [略]</p>		<p>(債務の保証以外のオフ・バランス取引)</p> <p>第三条 [同上]</p> <p>一 [同上]</p> <p>二 自己資本比率告示第五十条第一項本文の先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引(第七条第六号において「派生商品取引」という。)及び自己資本比率告示第五十条第二項に規定する長期決済期間取引</p> <p>三 [同上]</p>	
備考 表中の「」の記載は注記である。			

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、平成三十年三月三十一日から適用する。

(派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額の算出に係る経過措置)

第二条 当分の間、第一条の規定による改正後の労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の六第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第五十条第二項	標準的手法採用金庫は、次の各号に掲げる金庫のいずれにも該当しない場合にあっては	標準的手法採用金庫は
第五十条第三項	標準的手法採用金庫は、前項各号に掲げる金庫のいずれにも該当しない場合において	標準的手法採用金庫が
第三百二十二条第五項	第五十条(第二項及び第三項を除く。)から第五十二条の六までの規定は、事業法人等向けエクスポージャーのEADについて準用する。この場合において、これらの規定中「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と、第五十条第四項中「前三項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。	第五十条から第五十三条までの規定は、事業法人等向けエクスポージャーのEADについて準用する。この場合において、「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と読み替えるものとする。
第四百十条第五項	第五十条(第二項及び第三項を除く。)から第五十二条の六までの規定は、リテール向けエクスポージャーのEADについて準用する。この場合において、これらの規定中「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と読み替えるものとする。	第五十条から第五十三条までの規定は、リテール向けエクスポージャーのEADについて準用する。この場合において、「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と読み替えるものとする。
第二百三十六条第二項	第五十条(第二項及び第三項を除く。)から第五十二条の六までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と読み替えるものとする。	第五十条から第五十三条までの規定を準用する。この場合において、「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と読み替えるものとする。
第二百四十六条の六第一項	同章(第五十条第二項及び第三項を除く。)の規定中	同章の規定中

2 内部格付手法採用金庫は、直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADを算出する場合において、当該EADの算出に当たって新告示第五十三条に規定するカレント・エクスポージャー方式を用いているときは、当分の間、新告示第三百二十二条各項の規定により算出したEAD(当該エクスポージャーに係るものに限る。)に次の掛目を乗じた額を当該間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADとすることができる。

掛目=√(Tm/10)

3 前項の規定は、内部格付手法採用金庫が、リテール向けエクスポージャーであつて、自己が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADを算出する場合について準用する。

(適格中央清算機関に係る経過措置)

第三条 当分の間、新告示第一条第七号の三に掲げる用語の意義は、同号の規定にかかわらず、第一条の規定による改正前の労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（次項において「旧告示」という。）第一条第七号の三に定めるところによる。

2 当分の間、新告示第二百四十六条の七の規定にかかわらず、適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額の算出に当たっては、旧告示第二百四十六条の七の規定により算出するものとする。
